

平成 2 1 年度決算（暫定値）に係る健全化判断比率等について、お知らせします。

平成 1 9 年 6 月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

平成 2 1 年度決算における津久見市の健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなっています。

【健全化判断比率】

	津久見市	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実質赤字比率	—	14. 59%	20. 0%	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	19. 59%	40. 0%	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	12. 6%	25. 0%	35. 0%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	73. 2%	350. 0%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。
- ※ 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額と普通交付税額を合算したものです。

【資金不足比率】

	水道事業会計	簡易水道布設事業特別会計	公共下水道事業特別会計	経営健全化基準	説 明
資金不足比率	—	—	—	20. 0%	公営企業の資金不足を、事業規模（営業収益等）と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

- ※ 各会計ともに資金不足比率は黒字のため「—」で表示しています。

健全化判断比率等の対象について

